

2018

冬号

Winter

No.18

2018年2月1日発行



八鍬税務会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目31番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

<http://www.yakuwa.net>



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

積小為大（せきしょういだい）

2018年戌年もまもなく1ヶ月。戌年は四季でいう秋にも例えられ、それまでのさまざまな取り組みが結実する年、すなわち実を結ぶ年とも言われている。また次なる新しい時代へのステップとなる大切な年とも言われている。過去をみても、2006年の戌年にはワールドベースボール第1回大会が開催され、王貞治監督率いる日本が優勝。またライブドア事件が発生したのもこの年、会社法改正にまで発展する大事件となったのは記憶に新しいところだ。

時代はまたたく間に流れ、今年は明治維新から150年目にあたる節目の年だ。NHK 大河ドラマでは西郷隆盛を主人公にした「西郷どん」に注目が集まっている。

西郷隆盛というと、明治維新、幕末の志士、薩長同盟、西南戦争などを想起するが、若かりしときは、二度にわたる島流しの刑を受け、苦難に充ちた人生を送っている。彼の盟友には勝海舟、坂本龍馬、高杉晋作など多くの歴史上の人物が名を連ねる。そんな中で、彼が最も敬愛する人物として名を挙げるのは二宮金次郎（後の尊徳）氏だ。氏は西郷どんより40数年前に生まれたまさに幕末の人。尊徳氏が活躍した江戸後期は、多くの藩で財政が破綻し、当時農民達は過酷な年貢米の取り立てと、庸（よう）と呼ばれる労働力の徴収に苦しめられ、多くの国民が貧困と飢餓で勤労意欲を失っていた時代だった。

そんな時代の中で、尊徳氏は優れた指導力を發揮し、69歳の生涯の中で620ヶ町村の財政を再建し、多くの農民を救い、藩財政の立て直しに貢献したことが史実として残っている。氏の教えは人の心に種を蒔き、人々に生きる道を教え諭すことから始めることがいたという。農民の心の中に道徳心を高めながら、財政再建を果たすことに重点を置いていたと言われている。

その道徳心のひとつに『積小為大』の教えがある。『大事を成し遂げようとする者は、まず小さな事を怠らずに努めるのが良い。小を積んで大となるからである。一万石の米も一粒づつ積んだもの、一万町歩の田畠も一鍬づつ、万里の道も一步づつ、小事を務めず怠る者が、どうして大事を成し遂げることができようか』

氏の教えの数々は道徳教育として昭和中期まで引き継がれたものの、戦後の高度経済成長とともに、しだいに消滅してしまったのは残念というしかない。

税務カレンダー

2018年2月

- ◆ 固定資産税 第4期（2月28日まで）

2018年3月

- ◆ 所得税の確定申告（3月15日まで）
- ◆ 贈与税の確定申告（3月15日まで）
- ◆ 個人事業者の消費税申告（4月2日まで）

2018年4月

- ◆ 所得税確定申告の振替納税日（20日）
- ◆ 個人消費税申告の振替納税日（25日）

※ 確定申告期間中の税務署の日曜開庁日は、
2月18日と25日です。

所長 八鍬 伸一

税務 TOPIX

配偶者を優遇、居住権を認める！！

法務省は、死亡した人(被相続人)の配偶者の優遇を図る民法改正案を1月22日からの通常国会に提出する方針を固めたようだ。

配偶者が居住していた建物に住み続ける権利(短期居住権)の新設や、婚姻期間が長期間の場合に配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居(土地・建物)は原則として遺産分割の対象としないようにすること(長期居住権)などが柱。高齢化社会の到来を受け、配偶者の老後の生活の安定につなげる狙いがあるようだ。



年金支給開始 年齢70歳以降に…



政府がまとめた「高齢社会対策大綱案」によると、年金の受給開始年齢を70歳以降を選択可能とすることを盛り込むようだ。

大綱案は「65歳以上を一律に『高齢者』と見る傾向は、現実的ではなくなりつつある」と指摘。

年金の受給開始年齢は、原則65歳とする現行制度を見直し、「70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う」と明記しているが、果たして政府のホンネは…。

銀行通帳の発行が有料？

大手銀行では、新たに開設する口座への紙通帳の発行を廃止する方向で検討している。経営合理化策の一環で、インターネットで取引履歴を参照できるサービスを充実させて利用を促し、関連経費を削減する方針。

ネットを活用したペーパーレス化の取り組みは一部大手銀行では既に始まっているが、三菱UFJ銀行が本格展開する方針を明らかにしたことにより、他行にも同様の動きが広がりそうだ。

通帳の発行を有料化する案も出るなど、超低金利が続く中、銀行の生き残りを賭けた苦肉の策という見方も。



小規模宅地の減額の特例、節税封じ改正へ！！



相続税の節税対策として、一時的に「家なき子」を装い、小規模宅地の80%減額の特例を受け、相続税の節税をはかる手法が、この4月以降の相続からは使えなくなります。

つまり「家なき子」の判定が厳格化され“相続開始前3年以内”という条件が付されることになったからだ。節税策と税務署の取り締まりは永遠のイタチごっこだが、今後は3年というのがポイントになりそうだ。

NEWS WAVE

幸江先生 “還暦”おめでとうございます

昨年めでたく満60歳を迎えた幸江先生。37年前に結婚式を挙げた明治記念館にて、還暦の御祝いを挙げました。久しぶりに訪れた記念館の日本庭園も昔と何一つ変わらない、美しいたずまいに感動！！

37年間のあいだに増えた家族に囲まれて、幸せな一日を過ごしたご様子。これからも、ますますお元気で活躍されますように！！



税金 Q&A

変わる医療費控除 今回(平成29年分)の確定申告から

セルフメディケーション
税控除対象

この時期、確定申告の資料収集や領収書の整理などをなさっている頃ではないでしょうか？

今年から医療費控除が新しくなります。どう変わったのかポイントを確認しましょう。



税理士 八木幸江

1 領収書の束は不要

領収書の添付義務あり(原則)
「医療費のお知らせ」は不可

改正

領収書の添付は不要
明細書に領収書の内容を記載するか
又は「医療費のお知らせ」の総額記入も可

2 市販薬控除(正式名はセルフメディケーション税制という)との選択

A 医療費控除

年10万円を超える医療費について
所得から差し引く制度

どちらか
選択

B 市販薬控除

年12,000円を超える特定の市販薬代について所得から差し引く制度

市販薬控除のポイント

この控除は、自ら健康増進、疾病予防に取り組んでいることが条件です。



自らの取り組みについて

会社の健康診断、予防接種など1つでも行ったことを証明する健診の領収書や結果通知書の提示が必要
対象となる薬について

パブロン ガスター10 フェイタス5.0等パッケージや領収書に ★ ● など、印がついたものに限る。

控除額

年間12,000円を超える金額で、控除額は最高88,000円です。



例) 対象市販薬の購入合計が年間で13万円の場合

$130,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円} = 118,000 \text{ 円}$ 。 88,000円を超えているため、控除額は88,000円となる。

選択

今までの医療費控除を受けるか？ 新しい市販薬控除を受けるか？ 迷うところです。

医療費の合計が
188,000円を超えるなら…

⇒

今までの医療費控除が有利 !!

※ 但し、188,000円以下でも、特定市販薬代を除いた医療費の合計が88,000円超なら医療費控除が有利

ポイント

- 従来の医療費控除は領収書第一主義で、健保組合等の医療費のお知らせではダメでした。
改正後は、医療費のお知らせを基に医療費の総額、実際負担額の総額を書けば、個別明細は不要です。
- 領収書の束は提出しない。その代わり自宅で5年間の保存が必要。
- 領収書の代わりに明細書の記入が重要になります。
医療費控除の明細書と市販薬控除(セルフメディケーション税制)の明細書で用紙自体も違います。
まず、どちらを使うか決めてから、用紙を選択し記入しましょう。

シナモンと正座で冷え性改善

日々最低気温を更新している今日この頃ですが、冷え性の方にとってはかなりつらい時期。

ただでさえつらい時期ですが、眠れなかったり、逆に朝起きられなったりすると生活にも影響が出てきますね。

そこで今回は簡単な冷えの解消法をご紹介します。

手足や足先が冷たいと感じる人は毛細血管の先に血液が通っていないということ。
そこで、毛細血管を元に戻すには…

① シナモンを摂ること

シナモンに含まれる成分が血管の修復を促進してくれるので毛細血管を丈夫にする作用があると考えられています。

1日0.6～3g程度、スプーン小さじ1杯程度シナモントーストやコーヒー、紅茶に入れるのがオススメです。



② 次に正座すること

正座をすることによって全体重がふくらはぎにかかり、ふくらはぎが圧迫されて血が止まり、その状態から立ち上がると、止まっていた血流が再開して血液が足のすみすみまで行き渡ります。

約30秒間正座をしてから立ち上がる動作を3セット行います。
正座ができない人はスクワットをすることで同じ効果が得られます。



まだまだ寒い日が続きます。少しでも冷えを改善してこの時期を乗り越えましょう。

事務所よりお知らせ

相続・贈与メールマガジン 無料配信のご案内

相続税が増税となったこともあり、相続・遺言・生前贈与等への世間の関心度が急速に高まっています。

みなさまのニーズに応えるべく 当事務所では、“相続・贈与マガジン”と称したメールマガジンの配信をしております。月刊で4ページの文量。毎回 興味深いテーマで、しかもわかりやすくまとめています。無料で登録できますので、ぜひご活用ください。

興味のある方は当事務所まで 配信先メールアドレスをお知らせください。

Contents

- 『数字で見る相続』
- 『資産安心コラム』
- 『今からできる相続対策』
- 『なかなか聞けない相続Q & A』



ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

4年ぶりの大雪を記録した関東地方。慣れない雪かきをして、体を痛めたりしてませんか？無理は禁物です。

いよいよ確定申告の時期となりました。昨年一年間の総決算です。くれぐれも間違いない申告を心掛けましょう。

連絡先 八鍬税務会計

TEL 048-769-9551
FAX 048-769-9550
tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp
<http://www.yakuwa.net>

広報委員 八鍬 鈴木 黒須